

(抜 刷)

労働所得と資本所得の最適課税・論点整理

大 澤 美 和

千 葉 商 大 論 叢

第54巻 第1号

2016年9月

〔研究ノート〕

労働所得と資本所得の最適課税・論点整理

大澤美和

はじめに

個人所得税は各国の租税収入の中で、VATと並んで重要な地位を占めている。その根幹をなす労働所得税を考察する場合、当該所得から派生する資本所得の考察は不可避である。資本所得は過去の労働への従事による可処分所得のうち、消費を控除した部分（つまり貯蓄）から派生する所得である。貯蓄は基本的に所得の関数であるが、現在および将来の税制から大きな影響を受ける。資本所得は資源配分の効率性や二重課税回避などの観点から非課税にすべきとの論もあるが、高所得者ほど資産の保有水準が高く、また資本所得は担税力もあり、公平性の点から非課税という選択は非現実的である。

こうしたことを踏まえ、本稿では、労働所得と資本所得に関して論じる。第1節では、労働所得税の最適性に関して論じる。第2節では、資本所得課税に関する議論を整理し、第3節では、各国の資本所得税制に関して考察する。

第1節 労働所得税の最適性

ここで、最適性とは、課税による超過負担、いわゆる厚生損失の発生を最小限に止め、所得再分配をも考慮して、社会的厚生を極大化することである。労働所得税は、一括税、比例税、累進税などを考えることができるが、現在、各国において累進の所得税が採用されている。

累進の所得税の最適な限界税率は、次の3点に大きく依存している。

第1は、労働供給の弾力性であり、労働供給の課税による代替効果の大きさに対応している。代替効果は効率性の面からのコストの大きさを決定する。もし労働供給の弾力性が大きければ、累進税の税率を高くして、再分配機能を強化するコストが、無視できなくなる。したがって、労働供給の弾力性が大きいほど、最適な限界税率は小さくなるだろう。

第2は、社会的な価値判断である。もし社会的な価値判断が不平等に対して敏感であり、国民がより再分配機能を政府に期待しているのであれば、より累進的な税体系が望ましいことになる。したがって、不平等に対する関心が高いほど、最適な限界税率は高くなる。

第3は、所得格差の程度である。社会全体で所得のばらつきがかなり大きい場合、政府としても再分配を強化する必要が生じてくる。したがって、所得格差が大きいほど、最適な限界税率は高くなる。

課税は労働供給を減少させ、課税がない場合に比べて効率性は低下する。しかし、この効率性のロス、税による所得再分配が社会的厚生を高めるというプラスと比較されなければならない。両者のバランスの中で最適な限界税率が決まる。

市場メカニズムは資源を効率的に配分するメリットがあるが、その効率性は税の楔により損なわれる。労働所得に対する課税の効果は、所得効果と代替効果に区別することができる。労働所得税の場合、労働供給の変化により租税負担も変化するが、厚生損失の大きさは、代替効果により労働供給がどれだけ抑制されるかに依存する。限界税率が高いほど、労働時間も抑制されて、厚生損失も大きくなる。

労働所得に課税すると同じ時間働いても、可処分所得は減少するが、普通は労働時間も減少する。これが代替効果である。所得効果は、労働(所得)と余暇の相対価格が変化しないので、実質所得が変化した場合の効果であり、余暇が正常財であれば労働供給は増大する。一方、代替効果は、租税負担分だけ、労働により得られる所得の魅力が相対的に低下するので、労働に従事するよりも余暇の方を選択する効果を持つ。多くの研究において、労働所得に対する課税の所得効果は小さいものとみなして、代替効果に焦点を置き、労働供給が減少するとの前提で議論が展開されている。

課税による厚生損失の一部は資源配分に対する負の効果であり、その大きさは代替効果の大きさと対応する。パートタイム労働者のような代替効果の大きな労働に課税すると、資源配分の上で負の影響が発生する。効率性の面からは、代替効果の小さい課税ベースに対して、より大きな税率で課税するのが望ましい。換言すると、労働供給の代替効果あまり大きくなければ、労働所得税は効率性の面から正当化される。効率性の観点からは、代替効果の負の誘因効果のみが問題となる。累進的な労働所得税の場合、労働供給の限界税率に対する弾力性が大きいほど、最適な限界税率は小さくなる。

ところで、Seade [1977] は最高所得者の限界税率はゼロとなると結論づけた。最高所得者の限界税率をゼロとするのは、最高所得者からの税収は僅かで、税収を減らすことなく、彼らの労働供給を増やせるからである⁽¹⁾。しかし、これは最高所得のみについて成り立つ議論であり、限界税率全体が所得の増加と共にどう変化するかについては何も分からない。

ここでマーリーズ [1971]⁽²⁾ の最適税率の例示を見ておこう。

$x(n) = z(n) - T(z(n))$ とする。ここで x は能力が n の人の課税後所得であり、消費である。大きいほどよい。 T は租税関数である。

$Z(n) = n \cdot y$ と仮定する。 $y(n)$ は労働時間で短いほどよい。

能力 n の人の効用 U は $U[x(n), y(n)]$, y はマイナス効用を与える。

政府は $W = \int_0^{\infty} U[x(n), y(n)] f(n) dn$ を最大化する。ここで $f(n)$ は n の分布である。 U の形として $U = \log[x(1-y)]$ とする。効用は x と $(1-y)$ に依存する。

$f(n)$ の形として対数正規またはパレート分布を使う。

政府は正の税収 $\int_0^{\infty} T(z) f(n) dn$ を必要とすると仮定する。

U の形は以下のように特定化する。

一般的に効用 U は $U = \frac{1}{1-\rho} V^{1-\rho}$ と書けるが、 $\rho = 1$ のときは

$U = \log v = \log x(1-y)$ となる。

ここで ρ は V の限界効用の弾力性(それに $-$ をかける)であり、

(1) Seade [1977] pp.205 ~ 207.

鈴木将覚 [2014] pp.11 ~ 12.

(2) Mrrlees [1971] pp.175 ~ 208.

$\rho = \frac{\frac{du}{dv}}{\frac{u}{v}}$ $u' > 0$ $u'' < 0$ である。すなわち、 ρ は相対的リスク回避度の係数と言われるもの

である。Mirrlessの社会的効用関数Wは各人のUの合計である。つまり、各人のUの大小に応じて社会的評価を変えることはしていない。

上記のWの最大化は最適制御理論を使う。

Wを最大化すると計算結果は、以下のようになった($\rho = 1$ のケースである)。

所得	平均税率 (%)	限界税率 (%)
ボトム10%	-5	24
メディアン	5	22
トップ10%	13	19
トップ1%	14	17

これは国民所得の7%の税収を集めると仮定するケースである。

限界税率はほぼリニアであるが、所得が高いほど下がる。限界税率は下がっても平均税率は上がるという結果となっている。平均税率にも注意する必要があることがわかる。

Diamond [1998] や Saez [2001] は最適な限界税率は、所得の増加と共に上がると主張した⁽³⁾。これは基本的な議論であり、現実にも合っている。Diamond [1998] の議論を要約すると以下の通りである。

効用 $U = f(c(n), y(n))$ を特定化する。 $U = u(c(n)) - v(y(n)) = c(n) + v(1 - y(n))$ とする。ここで $u(c)$ は消費の効用、 $v(1 - y)$ は余暇の効用である。つまり、 c と y を分離する。 v は非効用ではなく、余暇 $(1 - y(n))$ の効用とする。各人は効用を極大化するように労働時間を配分するので、その条件は

$$u_c \{d c(n) / d y(n)\} + v_y = 0 \text{ となる。}$$

$u_{1-y} = du/d(1 - y(n))$ は余暇の限界効用であり、また労働の限界非効用と見ることができる。

能力は n^0 から n^N までである。効用は能力に応じて連続的に上がっていく。 n は賃金と考えてよい。 N 人いるとして、 u^1, u^2, \dots, u^N であるが、 n, u は数学的には連続的であると考えてよい。

低い u^1 の人の社会的評価を g^1 とし、高い人のそれを g^N とすると、社会的厚生関数は $\int G\{u[c(n), y(n)]\} f(n) dn$ は $g^1 u^1 + g^2 u^2 + \dots + g^N u^N$ と同じものと考えてよい。

g^1 は大きく、 g^N は小さい。だんだん小さくなる。これを関数 G で表しており、

$$dG/du > 0, dG/du < 0 \text{ と書ける。}$$

社会的厚生を最大化するためには、最適制御理論を使い、ハミルトニアンを作る。

$$H = \{G(u(n)) - P[u(n) - u(1 - y(n)) - v_y(n)]\} f(n)$$

(3) Diamond [1998] pp.83 ~ 95.

Saez [2001] pp.205 ~ 229.

$$+ h(n) y(n) u'(1 - y(n)/n)$$

Pは消費量の制約に係る乗数である。

$$P = \int_{n_0}^{n_N} G'f(n) dn$$

h(n)はu(n)に対応する補助変数である。

u(n)は状態変数と呼ばれる。

Hを最大化するものは、y(n)であり、y(n)はコントロール変数と呼ばれる。

結論のみを述べると、以下の式となる。Fはnの累積分布である。

$$\frac{T'}{1-T'} = \left(1 + \frac{1}{e(n)}\right) + \frac{h(h)}{p(1-F)} \times \frac{1-F}{nf(n)} = A(n) B(n) C(n) \text{となる。}$$

ゆえに、A(n), B(n), C(n)を調べればよい。

ここで、T'ではなく、 $\frac{T'}{1-T'}$ で考えている。限界税率T'と同じものと思ってよい。

$A(n) = \frac{1}{(1+e(n))} + 1$ であるが、どのnについても課税後の賃金に関する労働供給の弾

性値e(n)は、一定とする(仮定)ゆえに、A(n)は一定、コンスタントである。

C(n)は、 $\frac{1-F(n)}{nf(n)} = \frac{n \text{を超える人の比率}}{n \times n \text{の人の密度}}$ であり、nが大きくなると一定となる(パレート分布の場合)。こうして、T'の形を知るためにはB(n)の形を知ればよいことになる。

B(n)は $\frac{h(n)}{P(1-F(n))}$ であるが、任意のnについて、このB(n)はnからn^N(最高のn)までの(P-G')の平均となっている。

h(n)は(P-G')の積分(nからn₁まで)となっていること注意する。

PがG'を上回る場所では積分はプラス、このh(n)をP(1-F(n))で割るということは、(P-G')の平均である。(Pの定義は $P = \int_{n_0}^{n_N} G'f(n) dn$)である。)

PはG'の加重平均である。

G'はnが上がるとu(n)が大きくなるので、小さくなっていく。

G'[u(n_c)] = Pによってn_cを定義する。n_c < n_mを仮定する。n_mはnの最頻値である。

n < n_cの人はG' > Pなので給付がある。

こうして、T'は右上がりとなることが示される。しかし、一般にはA(n)とC(n)は一定ではないので、T'が右下がりになることもあり得る。

この議論は中高所得者のnの分布としてパレート分布を用い、最適限界税率がnと共に上がっていくの可能性を示した。限界税率カーブは伝統的な逆U字型ではなくU字型になると主張した。近年、実際の所得分布を利用した税率カーブの計算が行われることが増えており、U字型の限界税率カーブがより具体的な政策的含意を持つ形で提示されるようになってきた⁽⁴⁾。

しかし、最適限界税率が上がるのか、下がるのか、あるいは、ほぼフラットなのかは、まだ最終的には決着していない。以上と比べるとやや細かい論点となるが、年齢に応じて税率を変えるような、Tagging、所得の低い人の限界税率と給付なども議論されている。

(4) 鈴木将覚 [2014] p.12.

第2節 資本所得課税に関する議論

毎年、労働所得税の納税者、資本所得税の納税者、および両者の納税者が存在する。労働所得は労働への従事から派生し、教育や職業訓練などの初期条件に大きく依存する。一方、資本所得は過去の労働所得のうち、貯蓄された資産等から派生する。貯蓄や資産選択の決定は将来の税制から影響を受けるため、現在および将来の課税について考察する必要がある。1時点のみの課税に焦点を置く議論は不適切となる。この点は、労働所得よりも資本所得を考える場合に重要である。この二種類の所得の役割をライフタイム・ベースで区別することはインターテンポラル・モデル（異時点間の消費の配分を考えるモデル）の基礎となる。このモデルでは、生涯所得と生涯消費は均衡するものとされる⁽⁵⁾。

最適課税論は労働所得への課税を指向し、資本所得税と支出税は課さないという前提を置くことが多いが、資本所得をゼロ課税にすべきであるとする論は、Chamley [1986] と Judd [1985] の無限視野モデルと Atkinson - Stiglitz [1976] の定理と関連している。前者は複数世代にわたる経済状態を考察し、後者は単一世代の生涯にわたる意思決定の観点からこの問題を分析している。両者の場合、資本所得のゼロ課税の最適性に要求される必要条件は極度に制限的であるため、確固たる政策目的に沿うものではない⁽⁶⁾。一方、マーリーズ・レビューは資本所得も課税ベースに含めるべきであると主張している。

1. 資本所得税の効率性

利子所得税は、将来時点での所得にかかるから、それだけ手取りの利率が低下したのと同じである。利子所得に対する課税も、労働所得税と同様に所得効果と代替効果をもたらす。代替効果は、貯蓄することの相対的な魅力を低めて、貯蓄を低下させるが、所得効果は、実質的な所得が減ることで現在消費を減少させて、貯蓄を増加させる。通常、代替効果の方が大きいという前提で議論がなされている。効率性の観点からは、代替効果の大きさのみが問題なのである。

同じ税収をあげる労働所得税と利子所得税を効率性の観点から比較すると、労働所得税の場合、現在の消費と将来の消費の相対価格は変化しないため、課税後もパレート最適が確保されるのである。一方、労働供給が課税によって変化しないとの前提の下では、利子課税分だけ将来消費が不利になり、利子所得税よりも労働所得税の方が、同じ税収を確保しつつ、家計により高い経済厚生を与えることができる。したがって、利子所得税より労働所得税の方が効率性の面で優れているといえる。

しかし、労働供給が課税によって負の影響を受け、貯蓄（将来消費）が利子所得税によって何ら変化しないとすれば、労働所得税よりも利子所得税の方が効率性の面で優れているという逆の結論となる。したがって、利子所得課税と労働所得課税のどちらが、効率性の面から優れているかは、理論的には確定しないといえよう。

利子所得税の持つもう一つの重要な効果は、資本蓄積に与える効果である。一般的にあって、利子所得税を減税すれば、資本蓄積が促進されるようにみえる。しかし、代替効果

(5) Mirrlees [2010] p.558.

(6) Mirrlees [2010] p.552.

現在、労働所得と資本所得の両源泉をどのように結合させるかに関する文献はほとんどない。

と所得効果が相殺する方向に働くので、貯蓄が増えるかどうかは明確ではない。代替効果はかなり大きく、利子所得税を減税することで、資本蓄積は促進されるとの見方は多いが、労働所得税を減税することによる所得効果を通じて、貯蓄を刺激する効果の方が大きい場合もありうる。その際、労働所得税を減税し、同額の利子所得税の増税により賄うことで資本蓄積が促進されるだろう。つまり、資本蓄積が望ましいとしても、必ずしも利子所得税の減税が望ましいとは限らないのである。

一般的に、効率性の観点からは、代替効果の大きい課税ベースに高税率で課税するのは望ましくない。包括的所得に対して同じ税率で課税する総合課税では、課税ベース間で代替効果の差異が考慮されない。それぞれの課税ベースの背後にある経済的な事情が異なるとすれば、そのような相違を考慮しない総合課税は、民間部門に余計な負担、すなわち厚生損失を発生させる⁽⁷⁾。

マーリーズ・レビューは、現在消費と貯蓄(将来消費)を中立的に取扱い、資産間の歪みを減らすようにすべきであると主張している。貯蓄による収益(所得)とキャピタル・ゲイン形式の収益に対する課税上の取扱いを一律にすることも重要であるとしている。そして、望ましい中立性を達成するため、銀行利子に対する TEE 制度と Society 勘定の構築、年金貯蓄の EET の取扱い、そして株式および類似資産の RRA の導入を提案している⁽⁸⁾。

2. Chamley - Judd の議論

Chamley [1986] と Judd [1985] の無限視野モデルでは、最適課税の解が定常状態に収束するとき、最適資本税率がゼロになる。このモデルは資本所得に対する課税は将来消費に大きな歪みを惹起すると結論づけている。資本所得税率を正とした場合、現在消費と将来消費の間で発生する税の楔が時間的視野の広がりに伴い拡張する。時間の経過が長くなるにつれ、資本貯蓄が弱くなり、賃金が低下する。このマイナスは、資本所得税による再分配のメリットをはるかに上回る。ゆえに、資本所得税はゼロとなる。時間的視野が無限に拡大することによる最適資本税率はゼロとすべきであるとする、議論である。しかし、現実の家計は無限視野を持たないので、この結論は成り立たないだろう⁽⁹⁾。

Feldstein [1978] は「資本所得税を引き下げ、その税収減を労働所得税の増税で賄うと、個人の貯蓄は増加するとの論は間違いである⁽¹⁰⁾」と指摘して、厚生損失の観点から資本所得に課税すべきであると主張している。資本所得税の引き下げは将来の消費財の価格が下がることと同じである。したがって、同程度の消費を将来も行う個人は現在の貯蓄を減らすことができるため貯蓄は減る可能性が高い。ライフサイクルで考えると、労働に従事する期間はより多くの税を支払うが、リタイアした後は支払わない。ゆえに、労働期間の可処分所得は減少し、また、将来消費の価格は低下するため、現在の貯蓄を減らす。現在の貯蓄が減り(消費は増え)、将来の消費水準は同じことから厚生は上昇する。こう考えると、

(7) 井堀 [2013] pp.128 ~ 134.

(8) Mirrlees [2011] pp.343 ~ 344.

(9) 鈴木将覚 [2014] pp.15. ~ 16.

Chamley [1986] pp.607 ~ 622.

Judd [1985] pp.59 ~ 83.

(10) Feldstein [1978] p.30.

資本所得税は貯蓄を増やすことになる。

マーリーズ・レビューはBanks - Diamond [2010] の議論を踏襲している。すなわち、長期間をとれば資本所得には課税すべきではないというChamley [1986] とJudd [1985] の結果は政策的に望ましくないという結論を導いた。この提案は、資本所得課税に対する積極的な役割に関して示唆を与えるものである。

3. Atkinson - Stiglitz の論

物品税に関する基本定理であるCorlett and Hague [1953] の3財モデルでは、余暇と2つの消費財が想定され、余暇と補完性の高い消費財に対して高い税率を課することが望ましいとされる⁽¹¹⁾。一方、Atkinson - Stiglitz [1976] の定理は、家計の選好が余暇と消費に関して弱分離 (weakly separate) に表されるとき、物品税率はすべての財に対して一律に設定されることが望ましいとするものである。Atkinson - Stiglitz [1976] の定理では、個人の効用関数が消費と余暇に関して弱分離である場合には、余暇と第1財、第2財それぞれの補完性の程度が同じになる。したがって、物品税率は第1財と第2財に対して一律に設定するのが最適となる。最適な非線形所得税が使用可能な場合には物品税はそれと重複するものとなり不要である。この定理は資本所得税にも応用される⁽¹²⁾。

個人を第1期の現役期と第2期の引退期の2期間に分ける。第1期では労働所得を消費と貯蓄に振り分ける。第2期では第1期の貯蓄は消費に充てられる。就労期の貯蓄から派生する資本所得に対する課税の可否が問題である。

第1期に、労働所得から貯蓄が行われ(この時、物品税がないものとする)、第2期に、第1期の貯蓄の利子に課税される。(この時、物品税があるものとする)利子は将来消費に充てられるため、物品税に課税することと同じである。物品税の存在により資本所得(利子)に課税するのと同じ効果がある。したがって、資本所得はゼロ課税とし、所得再分配は労働所得税で行えばよいのである。

家計の選好が余暇と第1期および第2期の消費に関して弱分離に表される場合、Atkinson - Stiglitz [1976] の定理において最適資本税率はゼロになる。Atkinson - Stiglitz [1976] の定理の背後にあるロジックは仮定における様々な変化に洞察を与えるが、資本所得はゼロ課税とすべきであるという結論は非現実的な仮定から導かれており、それを否定する論文が増えている⁽¹³⁾。

Erosa and Gervais [2002] はOLGモデル(ライフサイクルモデル)を用いて最適な資本所得税率はゼロにはならないことを示した。ライフサイクルモデルでは、政府は個人のライフサイクルの各段階に対して異なる率で消費と労働に対して課税することが最適になる。Erosa and Gervais [2002] によれば、効用関数が弱分離として表されるとき、年齢別の労働所得税があれば最適資本所得税率はゼロになる⁽¹⁴⁾。しかし、年齢別の労働所得税がな

(11) Corlett and Hague [1953] pp.21 ~ 30.

(12) 鈴木将覚 [2014] p.15.

Atkinson and Stiglitz [1976] pp.55 ~ 75.

(13) Mirrlees [2010] p.561.

(14) Erosa and Gervais [2002] pp.338 ~ 369.

鈴木将覚 [2014] p.16.

い場合には資本所得税によってこれと同等の効果を作り出すことが最適になる。

また、労働所得と資本所得を完全に区分して課税することは不可能であるという理由から正の資本所得税を正当化する意見もある⁽¹⁵⁾。

資本所得は課税ベースとして重要であるとする Diamond - Saez [2010] は、次の4点から資本所得は課税すべきであるとしている。まず、資本所得と労働所得とを区別する難しさである。第2に、稼得機会と貯蓄性向の間には正の相関関係があることである。第3に、借入をする人々の税負担を軽減する場合の資本所得の役割である。最後に、将来の不確実な賃金率が労働供給を促進する場合、資本所得税の貯蓄抑制の役割である⁽¹⁶⁾。

労働所得に累進的に課税すると、労働供給は減り、余暇は増える。その時、余暇と補完的な物品税をかけると、その消費は減るので余暇が抑えられる。ゆえに、労働供給の減が抑制される。したがって、そのような財には物品税をかけてよい。ゆえに、資本所得に課税してよいということである。

4. Banks - Diamond の議論

課税ベースについては、伝統的に総所得や総支出に関するものであるが、Banks - Diamond [2010] は、資本所得に対する課税方法として以下の3点に焦点を置いている⁽¹⁷⁾。第1は、資本所得税は、一定税率か、限界税率か、又は労働所得と同じ税率で課税するかということである。第2は、課税目的のために資本所得から正常収益を控除してネットの支払いとするかということである。第3は、税率構造が複雑化する場合、納税者の年齢に基づいた所得税率に価値を見出すことができるのかである。さらに、これを資本所得に適用する価値はあるのかである。

資本所得に課税すべきではないという議論の根拠は、現在消費と将来消費を賄う貯蓄に関して人々の意思決定の歪みを回避するためである。しかし、Banks - Diamond [2010] は、理論と実証分析に基づき、次の2つの点から資本所得に課税すべきであると述べている。第1に、高い稼得力を有する人々は低い稼得力の人々よりも貯蓄を通じて生涯にわたって大きな消費可能性を有する。彼らの貯蓄額は大きいだけでなく、所得に対する比率も大きい。第2に、稼得力の相違は生涯にわたる稼得利益や消費支出の差異を惹起する。

資本所得を非課税にすることによる消費支出の格差は、現実社会において容認すべきではなく、また政治的にも許容されないとと思われる。

資本所得課税を否定する論に対して、Banks - Diamond [2010] は、総所得を課税ベースとすべきである旨を述べているが、単純に労働所得と資本所得の合計に課税すべきことを意味しているわけではない。この考え方は、資本所得に対しては一定税率で課税して、労働所得には累進税率を課す北欧諸国の二元的所得税とは異なるものである。Banks -

(15) 鈴木将覚 [2014] p.17.

北欧諸国の二元的所得税における最大の問題点として労働所得から資本所得へのシフトがある。個人事業者やオーナー経営者の場合には、自らが受け取る労働所得と資本所得を明確に分類することが困難であり、本来労働所得に区分すべき所得を税率の低い資本所得へシフトするインセンティブが生じる。このような恣意的な所得分割を排除するために、ノルウェーでは2006年に株主所得税 (STI) が導入された。鈴木将覚 [2014] p.24.

(16) Diamond and Saez [2011] pp.177 ~ 178.

(17) Mirrlees [2010] pp.549 ~ 550.

Diamond [2010] は、資本所得に対するゼロ課税は望ましくなく、また、すべての所得に対して同じように課税することも、政策的に望ましくないとしている。労働所得と資本所得は、それぞれ、北欧諸国の二元的所得税と異なり限界税率で課税すべきであり、純貯蓄は完全に控除されるべきではない。

さらに、年齢別課税に関して論じているが、それは次の2つの理由から魅力があるとしている。第1に、年齢別課税は年齢により人々の環境が異なることを考慮できること。第2に、将来予測の異なる個人をターゲットとした政策を実施できることである。年齢別労働所得税の利益は小さなものではなく、さらに、人々が税免除で受け取る資本所得額は年齢により変化する場合がある。しかし、その利益がどれほどであるかといった詳細な分析が必要であり、年齢別所得税制度へ移行するコストを評価する必要がある。

資本所得への課税を行うとした場合、それをどの程度の規模とすべきか、限界税率は各所得水準でどの程度にすべきかが考察されてこなかった。最適税率は貯蓄性向の差異の大きさと歪みの弾力性に依存する、という結論に至っている。貯蓄課税は高い稼働能力を持つ人々に関する直接的な根拠の源泉であることにより公平性と効率性のトレード・オフを緩和する。こうしてより効率的な再分配に貢献するとしている⁽¹⁸⁾。

資本所得に課税すべきとの研究は多いがその税率に関してはまだはっきりした結論が出ていない。また、仮に資本所得に課税を行うとしても、退職後の生活のための貯蓄勘定に生じる資本所得はゼロ課税とすべきであるとの研究が多い。つまり、いくつかの例外を考えることが適切である。

5. Mirrlees Review 提案

資本所得に関して、マーリーズ・レビューは、以下のように論じている⁽¹⁹⁾。資本所得課税の段階を区別して、貯蓄のタイプを考慮するものである。個人段階の資本所得税が存在するとき、個人の貯蓄に対する課税は①所得の受取段階、②運用益の発生段階、③貯蓄の引出段階の3段階に分けられる。課税 (taxed) を T、非課税 (exempt from tax) を E とすれば、貯蓄に対する課税は次のように表される。まず、貯蓄は所得課税後の可処分所得から行われ、運用益は金融所得として課税され、貯蓄の引出時には課税されないから包括的所得税は TTE とする。

支出税 (消費課税) は、所得税の課税ベースから貯蓄を控除し課税されるため EET とする。一方で、個人の労働所得に課税する所得課税の場合は、資本所得には課税しないため TEE とする。株主所得税 (SIT) では、RRA (Rate of Return Allowance) と呼ばれる帰属利子 (正常収益分) の控除がある。RRA の所得課税は貯蓄に対する超過収益にのみ課税されるため、TtE (小文字 t: 超過収益のみ課税) とする。明らかに、貯蓄に対する中立的な課税は、TEE, EET, TtE であり、TTE は貯蓄に対して中立的ではない。

各課税方法は税収に関して、以下のような差異を生み出すと、マーリーズ・レビューは指摘している。安全運用の場合は TEE, EET (支出税), TtE (RRA) は正常収益に対する一度限りの課税となり税収は同じであるが、リスク運用の場合には各ケースで税収が異な

(18) Mirrlees [2010] p.563.

(19) Mirrlees [2011] pp.297 ~ 299.

鈴木将覚 [2014] pp.19 ~ 20.

る。TEEは税収が明確であるのに対して、EET(支出税)では、将来、課税されるため、税収は将来の収益率に依存する。TtE(RRA)は、現時点で税収を確保しつつ、将来発生する超過収益に対する課税も行われる。このため、税収の観点からみて、超過収益が発生する場合にはTEEではなくRRAを用いたTtEが望ましいといえる。なお、TtEはEETと異なり、貯蓄を海外に移して将来の課税負担を逃れようとする動きから生じる税収ロスを減らすことも可能である。

この議論は、一定税率を前提としているが、累進所得税制の下では個人のライフサイクルにおいて、各時期に直面する税率が異なる。人生を若年期と高齢期の2期に分け、若年期に所得(高税率)が高く貯蓄を行い、高齢期に所得(低税率)が低く貯蓄を取崩し消費する状況の下では、EETは税率が高い時期に貯蓄を奨励し、税率の低い時期に消費するインセンティブを発生させる。一方で、TEEとTtEでは税率が高い時期に貯蓄を行うことにより、ライフサイクルにおける平均税率が高くなる。

こうした貯蓄に対する課税に関して、リスク資産に対してはTtE(RRA)、預金にはTEE、年金にはEETが望ましいと、マーリーズ・レビューは提案している。

第3節 各国の資本所得税制

本節では、英国、スウェーデン、米国、および日本の利子所得、配当所得、株式譲渡益に関する現行税制を考察する⁽²⁰⁾。

1. 英国

英国における利子、配当、株式譲渡益に対する課税方式(2016年現在)は以下のとおりである。利子所得は、段階的課税(分離課税)で0、20、40、45%の4段階である。給与所得等、利子所得および配当所得の順に所得を積み上げて、利子所得のうち、5,000ポンド以下のブラケットに対応する部分には0%、5,000ポンド超31,785ポンド以下20%、31,785ポンド超150,000ポンド以下40%、150,000ポンド超45%の税率が適用される。

配当所得に対しては、段階的課税(分離課税)で、0、32.5、37.5%の3段階である。給与所得等、利子所得および配当所得の順に所得を積み上げて、配当所得のうち、31,785ポンド以下のブラケットに対応する部分には10%、150,000ポンド以下のブラケットには32.5%、150,000ポンド超のブラケットには37.5%の税率が適用される。法人税との調整に関しては部分的インピュテーション方式が採られている。英国の部分的インピュテーション方式は、受取配当にその9分の1を加えた金額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の9分の1を控除するものである。なお、2016年4月より、5,000ポンドの所得控除が導入され、部分的インピュテーション方式による配当控除制度は廃止された。

株式譲渡益に関しては、段階的課税(分離課税)で、18、28%の2段階である。給与所得等、利子所得、配当所得およびキャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、31,785ポンド以下のブラケットに対応する部分には18%、31,785ポンド超のブラケットには28%の税率が適用される。なお、一定の企業家に対しては、譲渡益の生

(20) 財務省ホームページを参照した。

涯累計額が1,000万ポンドに達するまで、10%の軽減税率が適用される。また、土地等の譲渡益と合わせて年間11,100ポンドが非課税である。

2. スウェーデン

スウェーデンでは、1991年に二元的所得税制を導入した。二元的所得税は所得を労働所得と資本所得に区分し、労働所得には累進税率を適用し、資本所得には比例税率で課税するものである⁽²¹⁾。給料・賃金(源泉徴収有)、公的年金、および事業収入(一部は資本所得)は労働所得として労働所得課税の対象である。

配当収入、株式等譲渡収入、および利子収入は資本所得(資本所得の損失に関しては、資本所得間で損益通算が可能。ただし、一定の制限あり)として資本所得課税の対象である。2016年現在、労働所得に対する累進税率は0、20、25%の3段階である。なお、地方税はストックホルム市の場合是一律29.98%(地方税率の全国平均は32.10%)である。資本所得に対しては、労働所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率30%で課税している。

二元的所得税は導入以来、度重なる制度変更を経て、現在、労働所得に係る限界税率の引き上げや特別措置など例外規定の増加という課題がある。低い限界税率と広い課税ベースという1999年改革の原則に立ち戻った見直しが必要である。

3. 米国

米国は、英国やスウェーデン、日本などの集権国家とは異なり、連邦、州、地方と3段階の政府から構成される連邦国家である。本項では、米国連邦政府の税制(2016年現在)を概観する。連邦所得税は個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制で、利子、配当、株式譲渡益に対する課税方式は以下のとおりである。

利子所得は10～39.6%の総合課税であり、連邦税に加え、州税・地方政府税(税率等は各々異なる)が課される。

配当所得は、適格配当、すなわち配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式に関して、内国法人又は適格外国法人から受領した配当について課税される。段階的課税(分離課税)で0、15、20%の3段階である。給与所得等、配当所得および長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得および長期キャピタル・ゲインのうち、37,650ドル以下のブラケットに対応する部分には0%、37,650ドル超ブラケットに対応する部分には15%、415,050ドル超のブラケットには20%の税率が適用される(単身者の場合)。それに加えて総合課税により州・地方政府税が課税(税率等は各々異なる)される。なお、法人税との調整措置はない。

株式譲渡益は、段階的課税(分離課税)で0、15、20%の3段階である。給与所得等、配当所得および長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得および長期キャピタル・ゲインのうち、37,650ドル以下のブラケットに対応する部分には0%、37,650ドル超ブラケットには15%、415,050ドル超には20%の税率が適用される(単身者の場合)。

4. 日本

(21) 政府税制調査会[2016]「海外調査報告(オランダ・ドイツ・スウェーデン)」

日本における利子所得、株式譲渡益、配当所得に対する課税（平成28年1月1日現在）については以下のとおりである。

利子所得については、源泉分離課税および申告分離課税または申告不要の課税方式が適用され、税率は一律20.315%（所得税＋復興特別所得税15.315%、住民税5%）である。源泉分離課税に該当するものは、預貯金の利子、特定公社債以外の公社債の利子（同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象）、合同運用信託および私募公社債投資信託の収益の分配等であり、そして申告分離課税または申告不要に該当するものは特定公社債の利子、公募公社債等運用投資信託の収益の分配である。

株式譲渡益に関しては20%の申告分離課税である。特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可能である。平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。特定口座において一律20.315%（所得税＋復興特別所得税15.315%、住民税5%）の源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可能である。

配当所得に関しては、(1) 上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるもの以外）、(2) 上場株式等の配当等（大口株主）・非上場株式等の配当等の2つに分類され、さらに、後者は、少額配当等の場合と少額配当等以外に区分される。

(1) 上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるもの以外）

課税方法については、総合課税、申告分離課税および申告不要のうち、いずれか有利な方法が選択可能である。総合課税は所得税5～45%、住民税10%で課税される。申告分離課税の税率は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、20.315%（所得税＋復興特別所得税15.315%、住民税5%）である。源泉徴収税率は一律20.315%（（所得税＋復興特別所得税15.315%、住民税5%）である。

(2) 上場株式等の配当等（大口株主）・非上場株式等の配当等

少額配当等の場合には課税方法は総合課税または申告不要のうち有利な方法を選択可能である。少額配当等以外の場合には総合課税である。両者とも、源泉徴収税率は一律20.42%（所得税＋復興特別所得税）である。ただし、いずれの場合も住民税は総合課税となる。なお、法人税との調整に関しては、配当所得税額控除方式（総合課税選択の場合）をとっている。

結 語

労働所得税および資本所得税について効率性の観点から論じ、特に資本所得税に関する種々の論を批判的に検討し、各国の資本所得税制について考察した。所得税等を支払った後の可処分所得は消費と貯蓄に配分され、貯蓄（将来消費）は利子所得や配当所得、キャピタル・ゲインといった資本所得の源泉となる。

労働所得税は、所得効果と代替効果を有し、両者の相対的大きさが問題となる。労働供給の代替効果があまり大きくなければ、労働所得税は効率性の面から正当化される。しかし、累進的な労働所得税の場合、労働供給の限界税率に対する弾力性が大きいほど、最適な限界税率は小さくなり、効率性の観点からは、代替効果の大きい課税ベースに高税率で課税するのは望ましくない。

貯蓄から派生する資本所得に関して、効率性の観点から、非課税、一括税、累進税など、種々考えることができるが、それぞれの論はよって立つ前提条件によって結論が異なる。例えば、長期間を念頭に置き、資本所得を非課税にするとの選択は、論理的には理解できるが、実現性といった点からはほど遠いものである。議論は決着していないが、マーリーズ・レビューは一步前進と見てよい。

各国における資本所得課税をみると、英国および米国は、利子、配当、株式譲渡益に対して段階的課税（分離課税）の方式を採り、二元的所得税制を採用しているスウェーデンは資本所得に対して、概ね、労働所得税の最低税率を適用している。日本は、概ね、申告分離課税で20%の税率である。英国やスウェーデン、米国、日本などの資本所得税課税は、それぞれの経済社会の状況を反映しており、いずれの形態が望ましいかは一概に言えない。

マーリーズ・レビューは、現在消費と将来消費を中立的とすることや、さまざまな資産間の歪みを減らすことであるとして、資本所得に課税すべきケースとしては、ISA以外の株式、非法人企業の資産、レンタル資産などの危険資産にRRAを導入し、超過収益のみ課税すること、ゼロ課税とすべきケースは、銀行と住宅金融組合の利子、そして年金に関しては一律に非課税ではなく適切なインセンティブを付与するよう勧告している。こうしたマーリーズ・レビューの提案は、各国の資本所得税制を考察する上で示唆に富むものであるといえよう。

但し、望ましい税制は、個々の税制に関して国民経済の経済成長に資する中立性を考慮すると共に、給付と税額控除を含む財政制度全体における公平性とのバランスが重要となると思われる。

(参考文献)

- Adam,S., [2012] Besley,T.,Blundell,R.,Bond,S.,Chote,R.,Gammie,M.,Johnson, P., Myles,J., and Poterba,J., “The Mirrlees Review : A Proposal for Systematic The Reform” , *National Tax Journal* , Vol.65.
- Atkinson, A., and J. Stiglitz [1976] “The Design of Tax Structure: Direct Versus Indirect Taxation”*Journal of Public Economics*, Vol. 6.
- Chamley, C. , [1986] “Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium with Infinite Lives” *Econometrica*, Vol. 54, No.3.
- Corlett, W. J. and D. C. Hague [1953] “Complementarity and the Excess Burden of Taxation,” *Review of Economic Studies*, Vol. 21, No.1.
- Diamond, P., [1998] “Optimal Income Taxation: An Example with a U-Shaped Pattern of Optimal Marginal Tax Rates” *American Economic Review*, Vol. 88, No.1.
- Diamond, P. and E. Saez., [2011] “The Case for a Progressive Tax: From Basic Research to Policy Recommendations” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 25, No. 4.
- Erosa, A. and M. Gervais [2002] “Optimal Taxation in Life-Cycle Economies,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 105.
- Feldstein, M., [1978] “The Welfare Cost of Capital Income Taxation”*Journal of Political Economy*, April, 78.

- Judd, K., [1985] “Redistributive Taxation in a Simple Perfect Foresight Model,” *Journal of Public Economics*, Vol. 28.
- Mirrlees, J., [1971] “An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation,” *Review of Economic Studies*, Vol. 28, No. 2.
- Mirrlees, J., (chair) [2010] *Dimensions of Tax Design : The Mirrlees Review*, Oxford, Oxford University Press.
- Mirrlees, J., (chair) [2011] *Tax by Design : The Mirrlees Review*, Oxford, Oxford University Press.
- Sadka, E., [1976] “On Income Distribution, Incentive Effects and Optimal Income Taxation,” *Review of Economic Studies*, Vol. 43, No. 2.
- Saez, E., [2001] “Using Elasticities to Derive Optimal Income Tax Rates,” *Review of Economic Studies*, Vol. 68, No. 1.
- Saez, E., [2002] “The Desirability of Commodity Taxation under Non-Linear Income Taxation and Heterogeneous Tastes,” *Journal of Public Economics*, Vol. 83.
- Seade, K. J., [1977] “On the Shape of Optimal Tax Schedules,” *Journal of Public Economics*, Vol. 7.
- 井堀利宏 [2013] 『財政学 第4版』 新世社
- 鈴木将覚 [2014] 「所得税に関する議論のサーベイ」『ファイナンシャル・レビュー』
- 政府税制調査会 [2016] 「海外調査報告（オランダ・ドイツ・スウェーデン）」
- みずほ総合研究所 [2010] 「マーリーズ・レビューの税制改革案」～ミード報告以来30年ぶりの抜本的税制改革案～
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/risi02.htm (2016/07/08)
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/risi03.htm (2016/07/08)
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/kabu04.htm (2016/07/08)
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/risi01.htm (2016/07/08)
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/haitou01.htm (2016/07/08)
- 財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/kabu01.htm (2016/07/08)

(2016.7.20 受稿, 2016.9.5 受理)

[抄 録]

個人所得税は各国の租税収入の中で、VATと並んで重要な地位を占めている。その根幹をなす労働所得税を考察する場合、当該所得から派生する資本所得の考察は不可避である。

本稿では、労働所得税及び資本所得税について効率性の観点から論じ、特に資本所得税に関する種々の論を批判的に検討し、それから各国の資本所得税制について考察した。

累進的な労働所得税の場合、労働供給の限界税率に対する弾力性が大きいほど、最適な限界税率は小さくなる。効率性の観点からは、代替効果の大きい課税ベースに高税率で課税するのは望ましくない。

資本所得に関して、効率性の観点から、非課税、一括税、累進税など、種々の課税方法を考えることができるが、それぞれの論はその前提条件によって結論が異なる。例えば、長期間を念頭に置き、資本所得を非課税にするとの選択は、論理的には理解できるが、実現性といった点からはほど遠いものである。

英国やスウェーデン、米国、日本などの資本所得課税は、それぞれの経済社会の状況を反映しており、いずれの形態が望ましいかは一概に言えない。

マーリーズ・レビューは、現在消費と将来消費を中立的とすることや、さまざまな資産間の歪みを減らすことであるとして、資本所得に課税すべきであると勧告している。こうした提案は、各国の資本所得税制を考察する上で示唆に富むものである。

但し、望ましい税制は、個々の税制に関して国民経済の成長に資する中立性を考慮するとともに、給付と税額控除を含む財政制度全体における公平性とのバランスが重要になると思われる。

